

欧州では、なぜ再生可能エネ優先給電の廃止が提案されているのか？

古澤 健、朝野 賢司

欧州委員会のウィンターパッケージ（WP）における需要家保護の規定について論じた本連載第126回（2月27日掲載）に続き、本稿では同パッケージで再生可能エネの優先給電廃止が提案されている理由と、わが国への示唆を論ずる。

【投資回収確保のための優先給電】

そもそも再生可能エネは、気候条件により出力が変動するため、系統運用で必須の同時同量の制約等がある卸電力市場の取引において、系統運用上の理由で出力抑制される、または落札されない可能性が高い。そこで、再生可能エネの投資回収の確実性を高めるために、系統運用上問題のない範囲で出力抑制の順番を遅らせる「優先給電」の義務化が提案された。

2009年の欧州指令「再生可能エネルギー利用促進指令」の16条において、送電系統運用者は、系統の安定的な運用を前提として、再生可能エネを優先的に給電しなければならないと規定されている。また、固定価格買取制度（FIT）を導入することは、優先給電が導入されていると見なすとされている。

【優先給電は競争を歪める】

しかし、昨年11月に示されたWPでは、優先給電の廃止が提案された。その最大の理由は、再生可能エネとそれ以外の発電事業者の間での競争を歪ませていることである。欧州では優先給電で保護された再生可能エネの大量導入により、卸電力価格の下落と、火力電源の稼働率低下を招いた結果、安定供給上必要となる電源ですら経済性が劣化する等、市場の歪みが深刻になっている。

加えて、再生可能エネ大量導入等によって、送電混雑解消費用が急増している。例えば、ドイツでは、2015年の同費用は4.3億ユーロ（約520億円）と前年から倍増している（図）。

この提案に対して、再生可能エネ事業者等は出力抑制増加を危惧しているものの、その影響は限定的とする見方も強い。

そもそも太陽光発電等は、発電に際して燃料費がかからないため、卸電力市場のメリットオーダーで上位に位置している。そのため優先給電が廃止されたとしても、系統運用に制約が生じない限りは、出力抑制される可能性は低い。加えて、オンライン制御等の技術開発もあり、欧州では2016年以降、FITではなく、再生可能エネにも通常の火力等と同様にインバランスリスクを負うことを求め、投資回収の確実性は卸市場価格にプレミアムを上乗せした価格での買取を行うFIP型の制度に移行しつつある。

【わが国の優先給電：廃止時期の検討を】

わが国は、欧州の優先給電を参考に、2010年度に開催された次世代送配電システム制度検討会で、優先給電の導入を決定した。現在は、電力広域的運営推進機関の送配電等

ゼミナール(128)

業務指針第174条に、下げ代調整力不足時の措置が規定されている。出力抑制を行う順番は、火力・揚水、連系線の活用等を経た上で、7手段のうち第5に自然変動電源が規定されている。すなわち、欧州で廃止が提案された現条項と遜色ない規定となっている。

わが国の再生可能エネルギーもオンライン制御等が可能であり、市場での自立を促すべきだ。優先給電の廃止は、競争的な市場を活用した電力システムの成立に不可欠であり、WPと同様の検討を進める時である。

電力中央研究所 社会経済研究所 エネルギーシステム分析領域 主任研究員

古澤 健／ふるさわ けん

2007年入所。専門は電力系統工学、特に供給信頼度・需給信頼度評価、需給調整メカニズムに従事。

電力中央研究所 社会経済研究所 エネルギーシステム分析領域 主任研究員

朝野 賢司／あさの・けんじ

2007年入所。専門は環境経済学、再生可能エネルギー政策。

